

議案第24号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年3月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及び同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）</p> <p>(イ)及び(ウ) 略</p>	<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及び<u>ヲ</u>（大阪府知事が定めた<u>ものに限る。</u>）<u>並びに</u>同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）</p> <p>(イ)及び(ウ) 略</p>

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及び同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

以下 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

以下 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。